

台湾におけるクレジットユニオン運動の展開

主事研究員 古江晋也

〔要 旨〕

1960年代、アジア諸国では「クレジットユニオン」と呼ばれる協同組織形態の金融機関が相次いで設立された。この動きは台湾にも見られ、64年に最初の「^{ちよちくこじよしや}儲蓄互助社」(クレジットユニオン)が設立されて以降、カトリック教会、長老派教会や原住民族コミュニティを中心に広まった。

現在の儲蓄互助社は、多くのボランティアの人々の支援のもと、社員(組合員)からの出資金を原資に、社員に小口融資を実施する。しかし、預金取扱金融機関ではない。また、儲蓄互助社は小規模な組合であるが、銀行から融資を受けることができない人々にとっては不可欠な金融機関である。

本稿では台湾における儲蓄互助社運動の歴史的展開と現状、中央機関である中華民国儲蓄互助協會の役割および儲蓄互助社の取組みを概観することで、台湾社会における儲蓄互助社運動の意義を検討する。

目 次

- | | |
|------------------------|------------------|
| はじめに | (3) インターレンディング業務 |
| 1 儲蓄互助社の設立とその広がり、運動の発展 | (4) 儲蓄互助社の現況 |
| 2 1980年代以降の儲蓄互助社運動 | 4 台中市衛道儲蓄互助社の取組み |
| 3 CULROCの業務と儲蓄互助社の現況 | 5 台中市傳愛儲蓄互助社の取組み |
| (1) 儲蓄互助社への検査等 | おわりに |
| (2) 安定基金制度の運営 | |

はじめに

アジア諸国では「クレジットユニオン」^(注1)と呼ばれる協同組織形態の金融機関が1960年代に相次いで設立された。クレジットユニオンの設立には、イエズス会を中心としたカトリック教会聖職者や米国クレジットユニオン協会の国際部門などが重要な役割を果たしており、信用力が低く、銀行から融資を受けることのできない人々にとって不可欠な金融機関として成長していった。クレジットユニオンの設立は60年代の台湾においても見られ、台湾カトリック教会が63年5月、イエズス会の神父が組織した研修会^(注2)（タイ・バンコク）に2人の神父と2人の信徒を派遣したことがきっかけとなった。

台湾のクレジットユニオンは「儲蓄互助社^{ちよちくこじよしゃ}」と呼ばれ、2014年12月現在、儲蓄互助社数^(注3)339社、出資金額^(注4)208億8,284万台湾元（668億2,508万円）、社員（組合員）数21万5,373人にまで拡大している。台湾儲蓄互助社は社員が出資を行い、出資金を原資として社員に小口融資を実施する。ただし、預金は取り扱っていない。このため儲蓄互助社の中央機関である中華民国儲蓄互助協會（CULROC：Credit Union League of the Republic of China）は、協同組織（cooperative organization）を所管する内政部（Ministry of Internal Affairs）が監督官庁となっている。

本稿では、台湾におけるクレジットユニオン（儲蓄互助社）運動の歴史的展開と現状、中央機関である中華民国儲蓄互助協會の役

割、そして2つの儲蓄互助社の取組みを概観することで、台湾社会における台湾儲蓄互助社運動の意義を検討する。

(注1) 本稿では、台湾のクレジットユニオンを「儲蓄互助社」、台湾以外のクレジットユニオンを「クレジットユニオン」と表記する。

(注2) アジア社会経済生活発展委員会（SELA：Committee for Development of Socio-Economic Life in Asia）がタイ・バンコクで開催した社会活動指導者講座（Social Action Leadership Course）のこと。SELAとは1958年、後のイエズス会総長となったアルペ神父がアジア各地で活躍しているイエズス会士間の国際協力を進める考えを明らかにしたことを受け、59年に開催された会合から発展した組織。アジアの人々の生活向上の手段の一つとしてクレジットユニオンを活用することに関心を抱き、その普及に貢献した。

(注3) 15年12月末現在の儲蓄互助社数は340社。

(注4) 本稿では、中華民国儲蓄互助協會（2015）に基づき1ドル=31台湾元としている。また1ドル=102円、1台湾元=3.2円で邦貨換算している。

1 儲蓄互助社の設立とその広がり、運動の発展

バンコクで開催された研修会に参加したジェス・ブレイニャ神父、ルイ・ダウド神父、牟文熙氏（Mou Wen-Hsi）、呉秋霖氏（Wu Chou-Lin）の4人は帰国後、早速、儲蓄互助社設立に向けての準備を開始した。^(注5)まず、彼らは1963年6月にボランティア・クレジットユニオン・センター（Voluntary Credit Union Center）を開設し、クレジットユニオンの定款、プロモーションや社員向けの教育関連資料などの翻訳作業に取り組むとともに、セミナーなども開催した。そして64年8月、新竹市^{しんちく}において台湾初の儲蓄互助社（聖心儲蓄互助社、設立当時の社員

数63人、出資金額3,700台湾元)が設立され、翌月には儲蓄互助社運動を推進する目的で中国経済発展協会(ASEDROC: Association for Socio-Economic Development in the Republic of China)が設立された(初代会長はユ・ピン枢機卿)。

神父やセンター職員は、都市部以外にも農村部や山地の原住民族コミュニティ、人里離れた村にまで赴き、儲蓄互助社設立のためのワークショップを実施した。同活動は台湾南部の屏東^{へいとう}県や東海岸地域のキリスト教関係者にも知られるようになり、同地で儲蓄互助社の設立に関する議論が盛んに行われたという。

このように初期の儲蓄互助社運動は、カトリック教会、長老派教会(Presbyterian church)や原住民族コミュニティで広がったが、財政部は当時、地下金融活動の拡大を阻止することに力を入れていたこともあり、新たな儲蓄互助社を設立してはならない、社員に融資を行ってはならないという命令を発出した。同事態にユ・ピン枢機卿は儲蓄互助社の立場を表明するとともに、当時の台湾総統夫人宋美齡氏と会見した。これらの尽力によってユ・ピン枢機卿は儲蓄互助社運動を推進するため協同組合研究者から支援を受けることにも成功し、財政部からカトリック教会、山地などに儲蓄互助社を試験的に組織することが認められた。

68年、センターは中華民國儲蓄互助協會(CULROC)となったが、引き続きASEDROCと歩調を合わせて運動を展開していった。また翌年、CULROCはCUNA ミューチュア

ル保険の協力を受けて、儲蓄互助社にローン・プロテクション^(注6)保険と生命保険を提供するサービスを開始した。

70年代になると、アジアクレジットユニオン連合会設立の参画(71年)や、台中市への本部移転などが実施されたが、特筆すべきは、内政部が儲蓄互助社運動のイベントに参加したことである。このことは政府が台湾における儲蓄互助社運動の意義を認め、試験期間に「合格」したことを意味していた。

(注5)台湾における儲蓄互助社運動の歴史的展開については、日本共助組合連合会編(1975)とAsian Confederation of Credit Unions(1981)を参照している。

(注6)ローン・プロテクション保険とは、社員(組合員)の死亡年齢に関係なく、当該社員が死亡した場合、家族は出資金額の2倍を受け取ることができる(要件は75歳以下の出資金となる)。同保険は出資を奨励するとともに社員が死亡した場合の家族の負担を軽減することを目的としている。

2 1980年代以降の儲蓄互助社運動

82年、CULROCはこれまで歩調を合わせていたASEDROCから独立するとともに、「社団法人」(Non-Profit Organization)としての法人格を取得した。このことは、これまで組合員範囲資格(コモンボンド)が約8割を占めていた「グループ」(教会)から、クリスチャン以外のより広範な人々を対象とする「地域」へと変化する一つの要因ともなった(14年現在の儲蓄互助社数に占める各コモンボンドの割合は、地域83%、グループ14%、職域3%となっている)。

この時期の儲蓄互助社運動の目標は、「儲蓄互助社法」を獲得することであった。同法についての原案は米国研究者、ルイ・コシヨ博士 (Dr. Louis Cosho) によって作成され、同原案を記したレポートが政府に提出された (76年)。しかし、同レポートに沿った法案が74人の立法委員 (日本の国会議員に相当) によって政府に提出されたのは17年後の93年であった。そして儲蓄互助社法が立法院 (日本の国会に相当) を通過し、台湾総統によって公布されたのは、さらに4年が経過した97年5月であった。

儲蓄互助社法が制定されたことを受け、監督官庁が明確となり、儲蓄互助社の事業が法的に認められるとともに、税制優遇を受けることができるようになった。しかしその一方で、検査、監督などが厳格化されたため、赤字が続いていた儲蓄互助社は合併、清算を余儀なくされた (後掲第1図参照)。

2000年代で注目される動きは、①儲蓄互助社法の改正と、②原住民族の人々や貧困者への更なる支援である。①については02年1月、各社員の出資金が100万台湾元 (320万円) 以下の場合、当該配当は所得税から免除されるという条文が付け加えられた。②については、原住民族委員会 (Council of Indigenous Peoples)^(注7) が促進していた原住民族の人々に対する家屋修繕融資についての規約改正であり、同改正によって儲蓄互助社が政策融資の申請機関の一つとして認められた。同融資は、儲蓄互助社が行政機関から初めて業務を委託されたケースとなり、生活資金融資などその後の政策融資プロジ

エクトに参画する弾みとなった。^(注8)

(注7) 中華民国政府は96年、原住民族の人々の要請などを受けて行政院原住民族委員会を設置した。同委員会は原住民族とその社会の発展を目的とした政策等を行う画期的な機関であり、02年の改正によって現在の名称になる。CULROC理事長で立法委員のワリス・ペリン氏 (Walis Pelin) は05年に原住民族委員会主任委員に任命された。

(注8) 原住民族委員会から委託を受け、儲蓄互助社が生活資金融資を行う基本的なスキームは、融資が成約すると儲蓄互助社側は原住民族委員会から融資額の3%の手数料を得ることができる。ただし、融資を受けた者が返済できず破産した場合、儲蓄互助社の損失となる。一方、家屋修繕促進融資の手数料は3%以下であるが、融資を受けた者が返済不能となった場合は、原住民族委員会の基金がリスクを負う仕組みとなっている。

3 CULROCの業務と 儲蓄互助社の現況

儲蓄互助社の全国組織であるCULROC (写真1) の主な業務は、儲蓄互助社に対する、①検査、監査と指導、②保険商品の提供、③安定基金制度の運営、④儲蓄互助社間の資金融通 (インターレンディング業務) の運営に加え、⑤儲蓄互助社の設立をめざ



写真1 中華民国儲蓄互助協會本部(CULROC)

す人々への相談やアドバイスなどである。ここでは、儲蓄互助社への検査等、安定基金制度の運営、インターレンディング業務の運営を簡単にまとめた後、儲蓄互助社の現況を概観する。

(1) 儲蓄互助社への検査等

儲蓄互助社への検査等は儲蓄互助社法と最高意思決定機関である総会で定められた規定に従い、CULROC内の督導組(Inspection Department)が全国を北部、中部、南部、東部の4つのエリアに区分して実施している。

各エリアには4人の職員を配置しており、本部職員とともに検査等を行っている。内容は、①儲蓄互助社における財産および事業等のモニタリング、②月に一度の現金、ローン契約書などの監査、③少なくとも年に一度、出資金が社員本人と一致するかの確認、④年に一度の全体検査と総会への報告、などである。

なお、儲蓄互助社法第37条では、儲蓄互助社が経営の失敗、財政的な困難、または他の重大な事故によって業務を行うことができず、出資金が規定を下回る、または社員数が50人以下となる場合、CULROCは出資金や社員の増加などの勧告を当該儲蓄互助社に行う。そして期間内に目標に到達できなかった場合は、当局に助言を行い、承認を得た後、当該儲蓄互助社に合併または解散を勧告する。また、第42条では、CULROCは必要に応じ、対象となる儲蓄互助社への検査を実施することが定められている。加えて、重大な事故のために業務を行うこと

ができず、社員の福利が毀損されるリスクがある場合、CULROCは職員を派遣し、当該問題に対処させるとともに、当局へも報告することが定められている(第46条)。

(2) 安定基金制度の運営

一方、安定基金制度やインターレンディング業務を担当するのは、CULROC内の行政組(Executive Department)である。

安定基金制度とは、CULROC内に設けられた「安定基金」を活用し、赤字などの理由で儲蓄互助社の資金が不足した場合、同基金が儲蓄互助社に融資を行う仕組みである。儲蓄互助社は同基金制度に加入することが定められており、最終利益の20%の半分を同基金に預け入れることになっている(もう半分は内部留保として儲蓄互助社に蓄えられる)。なお、安定基金の総額は約10億台湾元(32億円)である。

(3) インターレンディング業務

インターレンディングとは、CULROCを通し、儲蓄互助社間の余資運用と資金調達を行う仕組みであり、アジアのクレジットユニオンの連合会においても一般的に見られる制度である。儲蓄互助社では、儲蓄互助社同士の資金の貸し借りは禁止されており、すべてCULROCを通じて行うこととしている。資金の出し手となるか、取り手となるかは儲蓄互助社の社員の構成に大きく依存しており、例えば収入が安定している公務員の割合が高い儲蓄互助社はインターレンディングで借り入れることが少ない。

一方、原住民族の人々を支援する儲蓄互助社の場合は利用頻度が高まる傾向にある。また金融機関が少ない地域の儲蓄互助社もインターレンディングで資金調達を行う頻度が高い。

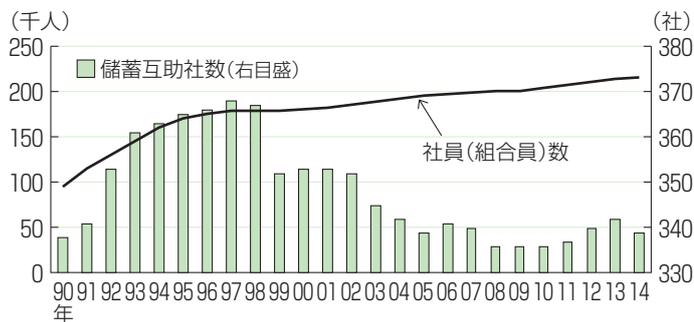
このほか、04年に儲蓄互助社金融商品投資管理法が制定されたことを受け、CULROCが金融商品への投資を一定割合で認められるようになったことも注目される。ここでいう一定割合とは儲蓄互助社がCULROCに預けた資金の15%以内であり、この範囲内において国債などを購入することが可能となっている。

(4) 儲蓄互助社の現況

第1図、第2図は1990～2014年における儲蓄互助社の社（組合）数、社員（組合員）数、出資金額、融資残高の推移を表したものである。これらの図によれば、社員数の増加に伴い、出資金額も順調に拡大していることがわかる。一方、儲蓄互助社数は前述したように90年代後半に大きく減少し、昨今もやや減少傾向にある。

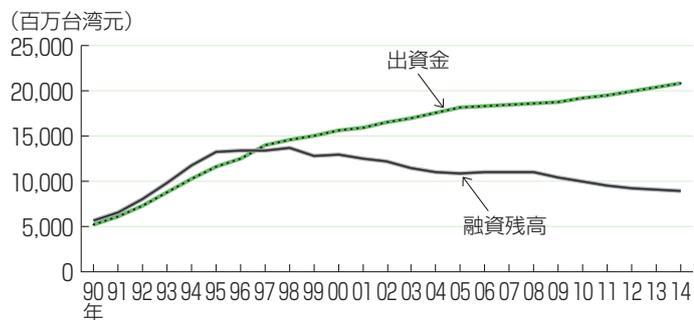
第3図は、出資金の規模別に儲蓄互助社を分類したものである。出資金額が4,650万台湾元（1億4,880万円）未満の儲蓄互助社が約65%を占めており、小規模な組合が多いことがわかる。儲蓄互助社にはエリア別区分もあり、平地（Non-Aboriginal Area）における儲蓄互助社数は226社（社員数15万4,042人、出資金額167億7,503万台湾元〔536億8,009万円〕）、山地（Aboriginal Area）のそれ

第1図 儲蓄互助社数と組合員数の推移



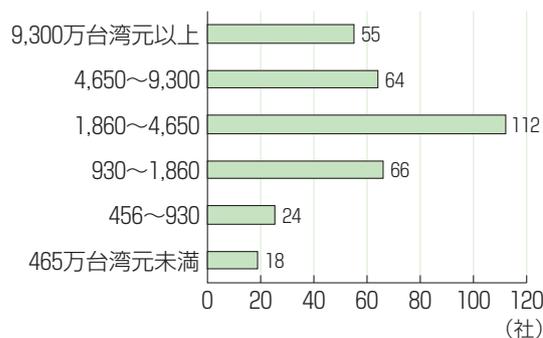
資料 中華民國儲蓄互助協會『臺灣儲蓄互助社運動年報』2010年, 2014年

第2図 儲蓄互助社における出資金額と融資残高の推移



資料 第1図に同じ

第3図 出資金規模別儲蓄互助社数 (2014年12月)



資料 中華民國儲蓄互助協會『臺灣儲蓄互助社運動年報』2014年

は113社（社員数6万1,331人、出資金額41億750万台湾元〔131億4,400万円〕）となっている。

前述したように儲蓄互助社は、最終的な利益の20%を安定的な経営を維持するために利用する（儲蓄互助社では「公積金」と呼

び、公積金の半分をCULROCの安定基金に預け入れ、残りのもう半分を内部留保として蓄える。公積金以外にも儲蓄互助社では最終的な利益の3%を社員の教育活動に使用したり、2%をコミュニティの社会貢献活動に使用することが定められている。

加えて儲蓄互助社には、「準備金」(備轉^{びてん}金)という科目があり、社員は水道代や電気代などを準備金口座から引き落とすことができる。しかし同口座は預金口座ではないため、社員が一度入金した資金は出資配当金以外、引き落とすことができないという独特の規定がある。

それでは次節以降、儲蓄互助社の具体的な取組みを概観することとする。

4 台中市衛道儲蓄互助社の取組み

台中市衛道^{えいどう}儲蓄互助社(写真2)は16年4月現在、社員数1,248人、出資金1億2,890万台湾元(4億1,248万円)、融資金額3,961万台湾元(1億2,675万円)、1989年設立以来の



写真2 台中市衛道儲蓄互助社

累積融資件数および金額は3,676件、4億9,193万台湾元(15億7,417万円)と全国的にも大規模な儲蓄互助社である。

同儲蓄互助社の組織は、組合の運営を担う理事長、副理事長、理事会に加え、社員の融資案件を審査する貸付委員会、社員に対する金銭教育などを行う教育委員会、融資をした債権を回収する債権回収チーム、金融マーケットの研究を行う金融チーム、ボランティアなどの企画を行うボランティアチーム、日用品などを大量購入して社員に安く販売したり、社員が製造した商品(例えばジャムなど)を販売する購買チームなどで構成されている。

同儲蓄互助社で給与を受け取っている職員は2人のみであり、理事長以下、役員等はすべてボランティアである(理事長は自動車教習所の経営者である)。

社員1,248人のうち、209人は原住民族の人々である。同儲蓄互助社は都市部で業務を行っていることもあり、当初は原住民族の人々の割合が非常に低かった。しかし99年9月21日に台湾中部の南投^{なんとう}県集集鎮^{しゅうしゅうちん}付近を震源地とするマグニチュード7.6の大地震が発生したことを受け、山岳地域で生活していた原住民族の人々が台中市に建設された「自強新村コミュニティ」に移住するようになった。このことがきっかけとなり、同儲蓄互助社における原住民族の人々の割合が増加した。

なお現在、融資額3,961万台湾元のうち1,098万台湾元(3,513万円)が原住民族の人々向けの融資となっている(融資件数では407

件のうち原住民族向けは94件)。儲蓄互助社では2か月間返済が滞れば延滞債権となるが、原住民族の人々の延滞の割合は少ない(同儲蓄互助社の延滞比率は約12%)。この理由の一つは、安定した職業についていないことなどがあげられる。そこで同儲蓄互助社の職員とボランティア理事は、毎月28日に自強新村コミュニティを訪れ、集金活動を行っている。生活が苦しく、借入金の返済ができない社員の場合は、一時的な要因で返済できないのか、それとも長期的な要因なのかを相談し、長期的な要因の場合は、新しい融資を組むなどの対応を行っている。

加えて、同儲蓄互助社はCULROC、台中市、内政部が実施してきた生活困窮者を対象とした出資プログラムの窓口にもなってきた(CULROCのプログラムは現在実施されていない)。同プログラムは社会的弱者、母子家庭(父子家庭)、原住民族の人々を対象としており、プログラム参加者が毎月1,000台湾元(3,200円)を出資すると、台中市や内政部は1,000台湾元を上限に補助金を出すという仕組みである。仮にプログラム参加者が毎月1,000台湾元を3年間出資すると、出資した額と補助金で計7万2,000台湾元(3年間で23万400円)が手元に残ることになる。儲蓄互助社が出資した額と補助金をもとに融資を行えば、プログラム参加者はマイクロビジネスを営むことが可能となる。

同プログラムは当初、CULROCが「貧困対策推進計画」という名称で実施(期間3年)し、その後、内政部と台中市などの各

自治体も実施するようになった(内政部は「平民銀行実験方策」という名称で2期・6年間、台中市は「夢に向けた家庭自立計画」という名称で実施している)。CULROCの貧困対策推進計画は資金的な課題から1期・3年間しか実施されなかったが、生活困窮者対策として各行政機関に取組モデルを示した意義は大きい。ただプログラム参加者は、教育訓練やボランティアなどを行うことが参加条件となっている。

5 台中市傳愛儲蓄互助社の取組み

台中市傳愛^{でんあい}儲蓄互助社(写真3)は2012年12月に設立された。社名の「傳愛」とは「愛を伝える」という意味であり、キリスト教精神のもと原住民族の人々に愛を伝えることを理念としている。設立当時の社員数は149人であったが、16年5月には543人にまで拡大。出資金額は400万295台湾元(1,280万944円)、貸付累計額は394万6,460台湾元(1,262万8,672円・64件)と小規模な儲蓄互助



写真3 台中市傳愛儲蓄互助社

社である。

同儲蓄互助社は、理事長夫妻が生活に困窮している原住民族の人々を支えることを目的に設立した経緯があり、その熱意に共感した人々が、現在ボランティアとして運営を手伝っている。設立以前、法曹界で活躍していた理事長夫妻は、原住民族の人々に対する法律相談を行っていたが、金融機関から取引を拒否される人々が多いという現実に直面したという。また貧困から抜け出すためには貯金（貯蓄）が何よりも重要であるが、貯金（貯蓄）という概念が浸透していないことも大きな問題であった。そこで理事長夫妻は友人や教会の人々に呼びかけ、儲蓄互助社の設立に向けた活動をスタートさせた。

ただ同儲蓄互助社の運営を軌道に乗せるまでには多くの課題があった。原住民族の人々は一般的には山地に居住しているが、都市部ではどの地区で生計を立てているかわからなかった。そこで夫妻は、教会関係者に儲蓄互助社の取組みを伝えていったという。

同儲蓄互助社では、月々の出資を奨励しているが、社員のなかには仕事の都合上などから同儲蓄互助社を定期的に訪問することができない人もいた。そこで理事長夫妻やボランティア役員等は車で集金していった。また融資についても当初は返済が滞ることもあり、その対応に追われたという。現在、このような経営課題を克服するため、カトリック教会や長老派教会と連携することで、教会などで集金活動を行うことにし

ている。また返済計画などについては、社員の経済状況に応じて柔軟に対応することを基本としている。

前節の台中市衛道儲蓄互助社の取組みで記したように、台中市傳愛儲蓄互助社も内政部や台中市の貧困者支援プログラムに参加している。同儲蓄互助社ではプログラム参加者と細かな会話を交わし、ニーズが合えば、仕事のマッチングなども行っている。

理事長は「原住民族の人々は土地を所有していても、山地にあるので担保にならない。教育を受ける機会を得ることも難しかった。だから銀行は融資を拒否する。原住民族の人々はこれまで山地で生計を立てていたが、最近は都市で生活を送る人々も増加している。今まで以上に資金ニーズが高まっている」と都市部における儲蓄互助社の重要性を率直に語っている。

おわりに

以上、台湾における儲蓄互助社運動を概観した。アジア諸国のクレジットユニオンは預金取扱金融機関として運営されているが、儲蓄互助社は預金取扱金融機関ではなく社団法人として独特の進化を遂げてきた。一方、台湾社会における儲蓄互助社運動の大きな特徴は、監督官庁である内政部がCULROCに儲蓄互助社を監督する権限を与えるなど、銀行の業界団体とは全く異なる組織構造となっていることである。この組織構造は台湾においては前例がなく、政府はCULROCと儲蓄互助社の自律性と、そ

して何よりも、営利や慈善ではなく、相互扶助の理念で人々の経済的な苦境を乗り越えるという運動のあり方を評価したといえる。

加えて、台湾儲蓄互助社運動は、多くのボランティアによって支えられていることも大きな特徴である。通常、設立当初のクレジットユニオンは、ボランティアが中心となって運営されるが、クレジットユニオン法が制定され、預金取扱金融機関になると専門の役職員が運営を行うことになる。しかし、儲蓄互助社は現在においても多くのボランティアが活動しており、運動開始時の形態が今日も脈々と受け継がれている。

ボランティアに携わる多くの役員には、「儲蓄互助社は、貧困状態にあり、銀行との取引を拒否されている人々が融資を受けることができる唯一の道である」との共通認識があるが、なかには「儲蓄互助運動は自らが成長できる場である」と語る者もいた。また、大学で教鞭をとりながらボランティアで儲蓄互助社運動を支えているある役員は「私は原住民族出身の知識人である。だからこそ原住民族のために貢献しなければならない。残りの人生で原住民族の利益を守っていく」と語ったように、様々な思いを胸に日々の活動に取り組んでいるのが印象的であった。

台湾はアジア地域において屈指の経済力を誇っているが、貧困者も少なくない。そ

うしたなか儲蓄互助社運動は、金融機関にアクセスすることができない人々のために半世紀以上にわたって活動し支援を続けてきた。台湾には現在、約54万人（総人口の23%）、16グループの原住民族の人々がおり、独自の文化、言語、慣習がある。そして各グループはそれぞれに素晴らしい芸術文化を育んできた。こうしたなか儲蓄互助社運動は、「金融包摂（Financial Inclusion）」の観点からも画期的な取り組みであるとともに、台湾社会における価値観の多様性を支援してきたことにも目を向けなければならない。

<参考文献>

- ・台中市衛道儲蓄互助社（2016）「105年社員大會手冊」
- ・中華民國儲蓄互助協會（2011）「Credit Union — The Best Choice to Poverty Alleviation! 2010 Annual Report」
- ・中華民國儲蓄互助協會（2015）「2014年臺灣儲蓄互助社運動年報 2014 Annual Report」
- ・日本共助組合連合会編（1975）『共助組合諸研究〈Ⅱ〉（自助自立の共同体をめざして）』上智大学社会経済研究所
- ・古江晋也（2015a）「カトリック教会が広めた金融組織—日本共助組合の半世紀—」『農林金融』2月号
- ・古江晋也（2015b）「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』12月号
- ・Asian Confederation of Credit Unions（1981）*A Glimpse into the Asian Credit Union Movement—A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- ・Association of Asian Confederation of Credit Unions（2001）*The Power of Partnership. Celebration 30th Anniversary 1971-2001*.

（ふるえ しんや）